

第5号議案 「賛助会会則の一部改訂」について（案）

改訂案 賛助会会則 第6章 会 計

第18条

旧 会費は、会員1人につき年額3,000円とする。

新 会費は、会員1人につき年額3,000円とする。

ただし、会長が必要と認めた場合は減免または免除することができる。

この会則は令和6年4月1日から施行する。

以上のとおり、ご提案いたします。

令和6年7月6日

山村国際高等学校賛助会会長